

助成を受けるための手続き

申請者が行う手続き

1. 事前相談

助成を受けようとする方は、必ず事前に区役所で助成の対象になるか確認を受けてください。



2. アスベスト対策費助成金交付申請書の提出

アスベスト調査又はアスベスト工事の**実施前**に下記書類を提出してください。

- ・台東区吹付けアスベスト対策費助成金交付申請書(別記第1号様式)
- ・個人にあっては住民票の写し、共同住宅の所有者にあっては個人所有がわかる書類、管理組合にあっては代表者のわかる書類
- ・アスベスト対策費見積書
- ・申請者以外に建築物の使用者(住人)、所有者が他にいる場合は、その方の同意書
- ・その他区長が必要と認める書類(建築物の案内図・平面図、建築物の全景写真、露出している吹き付けアスベスト材の写真等)



3. アスベスト対策費助成金交付決定通知書の発行



4. アスベスト対策(調査又は工事)の着手

交付申請の内容から変更する場合や中止する場合は、計画変更・中止承認申請書と必要書類を提出してください。



5. アスベスト対策 調査・工事 完了報告書の提出

上記3. の**交付決定日から6箇月以内**及び**調査又は工事完了後、30日以内**に下記書類を提出して下さい。これら期日までに書類の提出が無い場合は、交付決定通知書の効力が切れ、助成は取消しとなります。

- ・台東区吹付けアスベスト 調査・工事 完了報告書(別記第6号様式)
- ・アスベスト対策結果報告書の写し
- ・アスベスト対策費用領収書の写し
- ・建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う増築、大規模修繕・模様替を行おうとする建築物で、アスベスト調査を行ったものは、確認済証の写し、アスベスト工事を行ったものは、完了検査済証の写し
- ・その他区長が必要と認める書類



6. アスベスト対策費助成金交付額決定通知書の発行

内容の審査及び検査を実施し、助成の交付金額を決定し、通知します。



7. アスベスト対策費助成金交付請求書の提出

下記書類を提出して下さい。

- ・台東区吹付けアスベスト対策費助成金交付請求書(別記第8号様式)
- ・口座振替依頼書
- ・その他区長が必要と認める書類



8. 助成金交付 依頼のあった口座に助成金を振り込みます。

民間建築物アスベスト対策費 助成のご案内

助成申請受付・問い合わせ

台東区役所 都市づくり部 建築課監察担当(庁舎5階 窓口11番)
住所:東京都台東区東上野4-5-6
電話:03-5246-1111
(直通)03-5246-1340

台東区民間建築物アスベスト対策費助成制度

制度の目的

この制度は、民間建築物におけるアスベストの含有調査及び撤去等の工事に要した費用の一部を助成することにより、区民の健康被害の防止を図ることを目的としています。

助成対象となる建築物

区内にある今後とも継続して使用する建築物であって、アスベスト含有の可能性がある吹き付け材(※1)が露出した状態で使用されている次のいずれかが対象です。

- (1)住宅、兼用住宅(※2)
- (2)共同住宅(※3)
- (3)建築基準法第6条又は第6条の2の手続きを伴う大規模修繕・模様替、増改築を行おうとする建築物(※4)

※1 「アスベスト含有の可能性がある吹き付け材」とは、耐火被覆や断熱材で使用されているロックウール(岩綿)吹き付け材のうち、露出した状態で囲い込みや封じ込めなどの対策がなされていないものを対象とします。複層仕上げ塗材等の仕上げ材は対象外となります。

※2 兼用住宅は、居住用途部分が延床面積の1/2以上あり、事務所や店舗などと連続して使用されている建築物が対象です。

※3 共同住宅は、居住用途部分のみが対象となり、事務所や店舗などの用途部分は、対象外となります。また、共同住宅における助成対象単位は、各戸別ではなく棟単位となります。

※4 建築基準法第6条又は第6条の2の申請部分は、対象外となります。

助成対象者

助成の対象者は、次に掲げる方です。

- (1)区内に住所を有する個人
- (2)区内にある共同住宅を所有する個人
- (3)区内にある共同住宅の管理組合(法人を除く)

アスベスト調査助成

下表に掲げる、建築物の屋内外に露出している吹き付け材に関するアスベストの有無を確認するための調査費用が助成対象となります。助成金額は、調査費用の1/2(1,000円未満切り捨て)とし、限度額は各調査に応じて下表のとおりとなります。ただし、建築基準法第6条又は第6条の2の申請部分は、助成対象から除きます。

| 調査の種類 | 限度額 |
|----------------------|----------|
| (1)アスベスト簡易調査 | 10,000円 |
| (2)アスベストの有無を確認する分析調査 | 100,000円 |
| (3)アスベスト浮遊濃度測定調査(※) | |

※ 工事中の調査は対象外です。

※ 助成回数は、対象建築物1棟につき、1回限りです。

アスベスト対策工事助成

次に掲げる、建築物の屋内外に露出している吹き付けアスベストの対策工事費用が助成対象となります。ただし、建築基準法第6条又は第6条の2の申請部分は、助成対象から除きます。

- (1)アスベスト除去工事(露出した吹付アスベストを除去し、建築物に適法な処置を施す工事)
- (2)アスベスト封じ込め工事(露出した吹付アスベストを適正に固める工事)
- (3)アスベスト囲い込み工事(露出した吹付アスベストを天井や壁等で覆い隠す工事)

助成金額は、工事費用の1/2(1,000円未満切り捨て)とし、限度額は建物用途に応じて下表のとおりとなります。

| 建物用途 | 限度額 |
|----------------------|------------|
| (1)住宅、兼用住宅又は個人所有の建築物 | 300,000円 |
| (2)共同住宅 | 1,000,000円 |

※助成回数は、対象建築物1棟につき、1回限りです。

アスベスト含有調査チェックシート

※ご自宅に吹付けアスベスト(石綿)が使用されているか、自己診断するためのチェックシートです。

